茨木市民有地緑化事業補助要綱

（目的）

第１　この要綱は、民有地の緑化に対し、市が補助金を交付することにより緑あふれる環境づくりを促進し、もって健康で快適な生活環境の確保と魅力あふれるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第２　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する市内に住宅又は事務所若しくは事業所の用に供する敷地を所有し、又は使用する者とする。ただし、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体及び売買、賃貸等を目的とした土地又は建築物の緑化を行う場合の事業者等を除く。

(1) 第５の申請時において、納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

（補助対象事業等）

第３　補助対象事業の区分、対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

（補助の制限）

第４　この要綱に基づく補助は、敷地１箇所につき別表に定める補助対象事業の区分ごとに１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第５　補助金の交付を受けようとするものは、当該事業を着手する前に、茨木市民有地緑化事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 着手前の現況写真

(2) 工事見積書

(3) 工事計画書

（補助金の交付決定）

第６　市長は、第５の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市民有地緑化事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（変更の届出）

第７　補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計

画の内容を変更しようとするときは、第５に準じて茨木市民有地緑化事業補助金交付変更承認申請書（様式第３号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

２　前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第６に準じて決定の内容を変更し、茨木市民有地緑化事業補助金変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第８　補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市民有地緑化事業補助金実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 完了後の現況写真

(2) 工事費精算書（工事費請求書及び領収書の写し）

（補助金額の確定等）

第９　市長は、第８の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市民有地緑化事業補助金確定通知書（様式第６号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10　第９の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市民有地緑化事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11　市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第12　市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の敷地に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（順守事項）

第13　補助金の交付を受けたものは、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 別表に定める補助対象事業の区分のうち、接道緑化事業については５年間、壁面緑化事業については10年間は、当該補助事業により整備した施設を適切に維持すること。

(2) 樹木等は、枯損しないよう病害虫駆除、剪定を行う等適切な管理を行い、第三者に迷惑を及ぼさないこと。

(3) その他市長が指示する事項

（補助の取消し等）

第14　市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

（市長の指示）

第15　市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成22年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の規定は、平成22年４月１日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成28年８月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施前にこの要綱による改正前の第７の規定により交付決定のあった補助金については、この要綱による改正後の第６の規定により別表に定める生垣緑化事業として交付決定のあったものとみなす。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和２年10月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の規定は、令和２年10月１日以後の申請に係る補助金につ

いて適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和６年５月31日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の規定は、令和６年５月31日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第３、第４関係）

補助対象事業の区分		対象経費	補助金額
接道緑化事業	幅員が２メートル以上の道路（一般交通の用に供されている私道を含む。以下この表において同じ。）と敷地の境界から2.0メートル以内（ただし、生け垣を除く高さ0.8メートル以上の樹木ついては道路と敷地の境界から0.5メートル以上2.0メートル以内）の敷地に、新たに樹木を植栽（道路にはみ出している生垣を改良する場合及び既設のブロック塀、板塀、コンクリート塀、ネットフェンス、石垣その他これらに類するもの（以下この表において「ブロック塀等」という。）を撤去して当該部分に樹木を植栽する場合を含む。）する事業であって、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの (1) 高さ0.8メートル以上の樹木を１本以上植栽すること。 (2) 高さ0.3メートル以上0.6メートル未満の樹木を合計１平方メートル以上植栽すること。当該面積については、植栽する樹木の規格に基づき算出するものとする。 (3) 高さ0.6メートル以上0.8メートル未満の樹木の植栽については、単独の樹木として植栽する目的の場合は1本以上、植栽地を被覆する目的で植栽する場合は合計１平方メートル以上植栽すること。当該面積の算出については前号の規定による。	１　接道緑化（道路にはみ出している生垣を改良する場合を含む。）に要する経費（土壌、肥料、支柱、植物等の材料費及び植栽工事費） ２　新たに接道緑化を行うための既存のブロック塀等の撤去に要する経費（取壊し費、運搬費、処分費）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 新たに接道緑化を行う場合（道路にはみ出している生垣を改良する場合を含む。） 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア　接道緑化に要する経費に２分の１を乗じて得た額 イ　100,000円 (2) 既存のブロック塀等を撤去して当該部分に接道緑化を行う場合　前号に定める額に次に掲げる額のうちいずれか少ない額を加えた額 ア　ブロック塀等の撤去工事費に２分の１を乗じて得た額 イ　50,000円
壁面緑化事業	都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項に規定する市街化区域において、幅員が４メートル以上の道路に面する敷地内のブロック塀等、建築物及び擁壁の壁面等に新たに壁面緑化を行う事業（広く一般の人が常時目にすることができる状態にあるものに限る。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 緑化する壁面の面積が合計５平方メートル以上であること。 (2) 植栽する植物種毎に、市長が別に定める目安に応じ、壁面等の被覆に適した間隔で植栽すること。 (3) つる性木本植物の植栽であること。	壁面緑化に要する経費（土壌、肥料、支柱、植物等の材料費、植栽工事費並びに壁面緑化のための補助資材の材料費及び工事費）	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (1) 壁面緑化に要する経費に２分の１を乗じて得た額 (2) 100,000円

備考

1　補助申請のあった年度内に完了できる事業を補助対象事業とする。

2　接道緑化又は壁面緑化が法令等により義務付けられている場合は、当該義務付けられている部分を超える部分に係る事業を補助対象事業とする。

3　撤去するブロック塀等の延長の単位はメートルとし、その値に小数点以下第１位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4　緑化する壁面の面積の単位は平方メートルとし、その値に小数点以下第２位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5　補助金額の算定に当たって1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第１号（第５関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住　所

氏　名　　㊞

※自署の場合は押印不要です。

電話番号

茨木市民有地緑化事業補助金交付申請書

茨木市民有地緑化事業補助金の交付を次のとおり申請します。

１　補助対象事業（の目的及び内容）

２　交付申請額

３　添付書類

(1)

(2)

〔同意〕

私は、茨木市民有地緑化事業補助金の申請に伴い、次の納付状況（納付額、申告の有無等）の確認のため、茨木市長が照合することに同意します。

市民税（普通徴収・特別徴収）　固定資産税　都市計画税
固定資産税（償却資産）　軽自動車税　法人市民税

氏　名　　㊞

※自署の場合は押印不要です。

様式第２号（第６関係）

茨木市指令　第　　号

住　所
氏　名　　様

茨木市民有地緑化事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付け申請の　　事業補助金は、次の条件を付けて、金　　円を交付します。

条　　件

年　　月　　日

茨 木 市 長　　㊞

様式第３号（第７関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住　所

氏　名　　㊞

※自署の場合は押印不要です。

電話番号

茨木市民有地緑化事業補助金交付変更承認申請書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号に係る　　事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

１　補助対象事業

２　変更内容

３　変更理由

４　変更前交付決定額

５　変更後交付申請額

６　差引増減額

様式第４号（第７関係）

茨木市指令　第　　号

住　所
氏　名　　様

茨木市民有地緑化事業補助金変更承認通知書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定した　　事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条　　件

１　交付決定額　　円
　　変更増減額　　円
　　変更交付決定額　　円

２

年　　月　　日

茨木市長　　㊞

様式第５号（第８関係）

年　　月　　日

（報告先）茨木市長

住　所

氏　名　　㊞

※自署の場合は押印不要です。

電話番号

茨木市民有地緑化事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

１　補助対象事業

２　補助金交付決定額

３　補助金精算額

４　補助事業の成果

５　添付書類

(1)

(2)

様式第６号（第９関係）

茨木市指令　第　　号

住　所
氏　名　　様

茨木市民有地緑化事業補助金確定通知書

年　　月　　日付け茨木市民有地緑化事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

１　補助金交付決定額　　円

２　補助金確定額　　円

年　　月　　日

茨 木 市 長　　㊞

様式第７号（第10関係）

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

住　所

氏　名　　㊞

※自署の場合は押印不要です。

茨木市民有地緑化事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

１　補助対象事業

２　金　　額